在宅関係 各サービスの 介護報酬改定の特徴

①訪問介護、②通所介護、③通所リハビリテーション、④居宅介護支援

訪問介護はどうなる

- ① 訪問介護における特定事業所加算の見直し
- ② 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ③ 高齢者虐待防止の推進
- ④ 身体的拘束等の適正化の推進
- ⑤ 認知症専門ケア加算の見直し
- ⑥ 口腔管理に係る連携の強化
- ⑦ 処遇改善関係加算の一本化
- ⑧ テレワークの取扱い
- ⑨ 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し
- ⑩特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化
- ⑪ 特別地域加算の対象地域の見直し

訪問介護 基本報酬

単位数	※以下の単位数はすべて1回あたり		
		<現行>	<改定後>
身体介護	20分未満 20分以上30分未満 30分以上1時間未満 1時間以上1時間30分未満 以降30分を増すごとに算定	167単位 250単位 396単位 579単位 84単位	163単位 244単位 387単位 567単位 82単位
生活援助	以降30万を増すことに昇足 20分以上45分未満 45分以上 身体介護に引き続き生活援助を行った場合	183単位 225単位 67単位	179単位 220単位 65単位
通院等乗降為	介助	99単位	97単位

※訪問介護については、処遇改善加算について、今回の改定で高い加算率としており、賃金体系等の整備、一定の月額賃金配分等により、まずは14.5%から、経験技能のある職員等の配置による最大24.5%まで、取得できるように設定している。

訪問介護の基本報酬 2012年⇒2024年

	時間区分	2012年	2024年	増減
身体介護	20分未満	170	163	^ 7
中心型	20分以上30分未満	254	244	▲ 10
	30分以上1時間未満	402	387	▲ 15
	1時間以上1時間30分未満	584	567	▲ 17
	以降30分増すごとに算定	83	82	1
	※生活援助加算	70	65	4 5
生活援助	20分以上45分未満	190	179	▲ 11
中心型	45分以上	235	220	▲ 15
通院等乗隊	奉介助	100	97	A 3

ヘルパーの基本報酬は12年前の水準か ら大きく下落!

1.(2)① 訪問介護における特定事業所加算の見直し①

概要

【訪問介護】

- 訪問介護における特定事業所加算について、看取り期の利用者など重度者へのサービス提供や中山間地域等で継続的なサービス提供を行っている事業所を適切に評価する観点等から以下の見直しを行う。
 - ア 看取り期における対応を適切に評価する観点から、重度者対応要件として、「看取り期にある者」に関する要件を新たに追加する。
 - イ 中山間地域等において、地域資源等の状況により、やむを得ず移動距離等を要し、事業運営が非効率にならざるを得ない場合があることから、利用者へ継続的なサービスを行っていることについて新たに評価を行う。
 - ウ重度要介護者等への対応における現行要件について、実態を踏まえ一部の現行区分について見直し等を行う。

【告示改正】

単位数

<現行>						
特定事業所加算(1)	所定単位数の20%を加算					
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数の10%を加算					
特定事業所加算 (III)	所定単位数の10%を加算					
特定事業所加算(IV)	所定単位数の 5%を加算					
特定事業所加算(<u>V</u>)	所定単位数の 3%を加算					



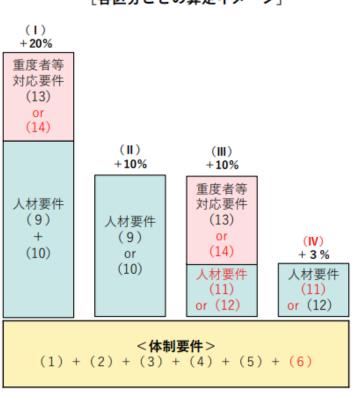
	<改定後>	
特定事業所加算(Ⅰ)	所定単位数の20%を加算	
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数の10%を加算	
特定事業所加算(Ⅲ)	所定単位数の10%を加算	
特定事業所加算(IV)	所定単位数の 5%を加算	(廃止)
特定事業所加算(<u>IV</u>)	所定単位数の 3%を加算	(変更)
特定事業所加算(V)	所定単位数の 3%を加算	(新設)

1. (2) ① 訪問介護における特定事業所加算の見直し②

酬区分 ▶ 現行の(IV)を廃止し、現行の(V)を(IV)に、(V)を新設 定要件 ▼ 現行の(6)を(1)に統合 (6)(7)(8)(14)を新設 現行の(12)を測除	(1)	(11)	(III)	(IV) 廃止	(V) →(IV)	(V) 新設
足安什 ▼ 先110(0)を(1)に制占、(0)、(1)、(0)、(14)を制設、先110(12)を削除	20%	10%	10%	5%	3%	3%
 (1) 訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施 (2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催 (3) 利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告 (4) 健康診断等の定期的な実施 (5) 緊急時等における対応方法の明示 	0	0	0	〇 ※(1) 除く	0	0
$\underline{\hspace{0.1cm}}$				0		
(6)病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて訪問介護を行うことができる体制の整備、看取り期における対応方針の策定、看取りに関する職員研修の実施等	○(m)		○(₩)			
(7) 通常の事業の実施地域内であって中山間地域等に居住する者に対して、継続的にサービスを提供していること						0
(8)利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じて、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が 起点となり、随時、介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護計画の見直しを行っていること						0
(9) 訪問介護員等のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者、並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上	0	0				
(10) 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者	0	0				
(<u>11</u>) サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること ⇒【III・IVに追加】			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	0	O 7#	
(<u>12</u>) 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること⇒【IIIに追加】			0		0	
(<u>13</u>) 利用者のうち、要介護 4 、5 である者、日常生活自立度 (Ⅲ、Ⅳ、M) である者、たんの吸引等を必要とする者の 占める割合が100分の20以上	0		0			
<u>(12)</u> 利用者のうち、要介護3~5である者、日常生活自立度 (III、IV、M) である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の60 以上 → 【削除】	又は		又は	0		
(14) 看取り期の利用者への対応実績が1人以上であること(併せて体制要件(6)の要件を満たすこと)	○((%)		○(≋)			
	 (1) 訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施 (2) 利用者に関する情報でははサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催 	(1) 訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施 (2) 利用者に関する情報又はサービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施 (3) 利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告 (4) 健康診断等の定期的な実施 (5) 緊急時等における対応方法の明示 (6) サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施 (5) 緊急時等における対応方法の明示 (6) サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施 (7) 通常の事業の実施地域内であって中山間地域等に居住する者に対して、裁問介護事業所のサービス提供責任者等が を変更施 (7) 通常の事業の実施地域内であって中山間地域等に居住する者に対して、裁問介護計画の見直しを行っていること (8) 利用者の少身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じて、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が 起点となり、関時、介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護計画の見直しを行っていること (9) 訪問介護員等のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者、並びに介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上 (10) 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者 (11) サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること ⇒【Ⅲ・Ⅳに追加】 (12) 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること⇒【Ⅲに追加】 (13) 利用者のうち、要介護4、5である者、日常生活自立度(Ⅲ、Ⅳ、M)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上 (12) 利用者のうち、要介護3~5である者、日常生活自立度(Ⅲ、Ⅳ、M)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上 (12) 利用者のうち、要介護3~5である者、日常生活自立度(Ⅲ、Ⅳ、M)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上 (12) 利用者のうち、要介護3~5である者、日常生活自立度(Ⅲ、Ⅳ、M)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上 (12) 利用者のうち、要介護3~5である者、日常生活自立度(Ⅲ、Ⅳ、M)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上 (12) 利用者のうち、要介護3~5である者、日常生活自立度(Ⅲ、Ⅳ、M)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上 (12) 利用者のうち、要介達3~5である者、日常生活自立度(Ⅲ、Ⅳ、M)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上 (12) 利用者のうち、要介達3~5である者、日常生活自立度(Ⅲ、Ⅳ、M)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上 (14) 利用者のうち、要介護3~5である者、日常生活自立度(Ⅲ、Ⅳ、M)である者、たんの吸引等を必要とするものものに対しませばないませばないませばないませばないませばないませばないませばないませばない	(1) 訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施 (2) 利用者に関する情報又はサービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施 (3) 利用者情報の文書等による伝達。 訪問介護員等からの報告 (4) 健康診断等の定期的な実施 (5) 緊急時等における対応方法の明示 (6) サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施 (5) 緊急時等における対応方法の明示 (6) サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施 (7) 通常の事業の実施を行うことができる体制の整備、看取り期における対応方針の策定、看取りに関する職員研修の実施をの実施等 (7) 通常の事業の実施地域内であって中山関地域等に居住する者に対して、継続的にサービスを提供しており、かつ、必要に応じて訪問介護を行うことができる体制の整備、看取り期における対応方針の策定、看取りに関する職員研修の支施をの実施等 (7) 通常の事業の実施地域内であって中山関地域等に居住する者に対して、継続的にサービスを提供していること (8) 利用者の心身の状況またはその家族等を取り参く環境の変化に応じて、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が起応となり、随時、介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護制画の見直しを行っていること (9) 訪問介護員等のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者、並びに介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上 (10) 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者もしめる割合が100分の50以上 (11) サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること ⇒ [Ⅲ・Ⅳ・追加] (12) 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること⇒ [Ⅲ・Ⅳ・追加] (13) 利用者のうち、要介護4、5である者、日常生活自立度(Ⅲ、Ⅳ、M)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上 (14) 利用者のうち、要介護3~5である者、日常生活自立度(Ⅲ、Ⅳ、M)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の90以上 又は	(1) 訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施 (2) 利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告 (3) 利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告 (4) 健康診断等の定期的な実施 (5) 緊急時等における対応方法の明示 (6) サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施 (5) 緊急時等における対応方法の明示 (6) 明珠、診療所又は訪問者護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて訪問介護を行うことができる体制の繁備、看取り期における対応方針の策定、看取りに関する頭員研修の実施 (7) 通常の事業の実施地域内であって中山間地域等に居住する者に対して、継続的にサービスを提供していること (8) 利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じて、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が起点となり、随時、介護支援専門員、医療関係無種等と共同し、訪問介護計画の見直しを行っていること (9) 訪問介護員等のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者、並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上 (10) 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者表しくは1級課程修了者者しくは1級課程修了者 (11) サービス提供責任者を常動により配置し、かつ、基準を上回る数の常動のサービス提供責任者を1人以上配置していること ⇒ [Ⅲ・Ⅳに追加] (12) 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること → [Ⅲ・Ⅳに追加] (13) 利用者のうち、要介護4、5である者、日常生活自立度(Ⅲ、Ⅳ、M)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上 (14) 利用者のうち、要介護4、5である者、日常生活自立度(Ⅲ、Ⅳ、M)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上 (12) 利用者のうち、要介護3~5である者、日常生活自立度(Ⅲ、Ⅳ、M である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上 (14) 利用者のうち、要介護3~5である者、日常生活自立度(Ⅲ、Ⅳ、M である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上 (14) 利用者のうち、要介護3~5である者、日常生活自立度(Ⅲ、Ⅳ、M である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上 (15) 利用者のうち、要介護3~5である者、日常生活自立度(Ⅲ、Ⅳ、M である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上 (15) 利用者のうち、要介護3~5である者、日常生活自立度(Ⅲ、Ⅳ、M である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上 (15) 利用者のうち、要介護3~5である者、日常生活自立度(Ⅲ、Ⅳ、M である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上	世要件 ▼ 現行の(6)を(1)に統合、(6)、(7)、(8)、(14)を新設、現行の(12)を削除 20% 10% 10% 5% (1) 訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施 (2) 利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告 (3) 利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告 (4) 健康診断等の定期的な財産実施 (5) 緊急時等における対応方法の明示 (6) サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施 (5) 緊急時等における対応方法の明示 (6) 病族、診療所又は訪問者護ステーションの看護院との連携により、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて訪問介護を行うことができる体制の整備、看取り期における対応方針の策定、看取りに関する職員研修変施施を実施 (7) 通常の事業の実施地域内であって中山間地域等に居住する者に対して、継続的にサービスを提供していること (8) 利用者の心身の状況またはその家族等を取り悪く環境の変化に応じて、訪問介護計事解所サービス提供責任者等が起点となり、開除、介護支援専門員、医療関係職職者と共同し、訪問介護計事所サービス提供責任者等が起点となり、開除、介護支援専門員、医療関係職職者を共同し、訪問介護計事所がサービス提供責任者等が移済者が、対策に対策に関係することの実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは1分課職員基礎研修課程修了者方とは1分課職員基礎研修課程修了者若しくは1分課職員基礎研修課程修了者若しくは1分課職員基礎研修課程修了者者とは1分課職員基礎研修課程修了者者とは1分課職員基礎研修課程修了者者とは1分課職員基礎研修課程修了者者とは1分課職員基礎研修課程修了者者とは1分課職員基礎研修課程修了者者とは1分課職員基礎研修課程修了者者とは1分課職員基礎研修課程修了者者とは1分課職員基礎研修課程修了者を1人以上配置していること ■【III・IVに適加】 (12) 訪問介護員等の総数のうち、勤終年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること ■【IIIに適加】 (13) 利用者のうち、要介護 4、5である者、日常生活自立度(III、IV、M)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上 (14) 利用者のうち、要介護 4、5である者、日常生活自立度(III、IV、M)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上 (15) 利用者のうち、要介護 4、5である者、日常生活自立度(III、IV、M)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上 (14) 利用者のうち、要介護 4、5である者、日常生活自立度(III、IV、M)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上 (14) 利用者のうち、要介護 4、5である者、日常と活自立度(III、IV、M)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上 (15) 利用者のうち、要介護 4、5である者、日常生活自立度(III、IV、M)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上 (16) 利用者のうち、要介護 4、5である者、日常に対しないる。 (17) 利用者のうち、要介護 4、5である者、日常生活自立度(III、IV、M である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の30以上であること。 (18) 利用者のうち、5 要介護 4 是は 5 である者、1 管理を対しませた。	世要件 ▼ 現行の(6)を(1)に統合、(6)、(7)、(8)、(14)を新設、現行の(12)を削除 20% 10% 10% 5% 3% (1) 訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施 (2) 利用者に関する情報又はサービス提供責任者でとに作成された研修計画に基づく研修の実施 (3) 利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告 (4) 健康診断等の定期的な実施 (5) 緊急時等における対応方法の明示 (6) 頻既、診療所又は妨問者護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて訪問介護を行うことができる体制の整備、看取り期における対応方針の策定、看取りに関する職員研修の実施 (7) 通常の事業の実施地域内であって中山間地域等に居住する者に対して、継続的にサービス提供責任者等が 起点となり、随時、介護支援専門員、医療関係無種等と共同し、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が 起点となり、随時、介護支援専門員、医療関係無種等と共同し、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が 起点となり、随時、介護支援専門員、医療関係無種等と共同し、助助介護計画の見直しを行っていること (9) 訪問介護員等のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者、並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者古しくは1級課程修了者 (6) 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者を常動により配置し、かつ、基準を上回る数の常動のサービス提供責任者を1人以上配置していること ⇒ [III・IVに追加] (10) 全てのサービス提供責任者を常動により配置し、かつ、基準を上回る数の常動のサービス提供責任者を1人以上配置していること ⇒ [III・IVに追加] (12) 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること ⇒ [III・III・IVに追加] (13) 利用者のうち、要介護4、5である者、日常生活自立度(III、IV、M)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上 (14) 利用者のうち、要介護3~5である者、日常生活自立度(III、IV、M)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上 (14) 利用者のうち、要介護3~5である者、日常生活自立度(III、IV、M)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上 (14) 利用者のうち、要介達3~5である者、日常生活自立度(III、IV、M である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上 (14) 利用者のうち、要介達3~5である者、日常生活自立度(III、IV、M である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上 (15) 利用者のうち、要介達4、5 である者、日常生活自立度(III、IV、M である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上 (14) 利用者のうち、要の達3~5である者、日常生活自立度(III、IV、M である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が100分の20以上 (15) 利用者のうち、要の達3~5である者、日常生活自立度(III、IV、M である者、たんの吸引等を必要とする者の上述も対していませませませませませませませませませませませませませませませませませませませ

1. (2) ① 訪問介護における特定事業所加算の見直し③





&

注1:別区分同士の併算定は不可。

ただし、(V)とそれぞれの加算は併算定可。

注2:加算(Ⅰ)・(Ⅲ)については、重度者等対応要件を選択式とし、 (13) または(14) を満たす場合に算定できることとする。また、 (14)を選択する場合には(6)を併せて満たす必要がある。

注3:(V) は特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算とは併算定不可。

3	算定要件 現行の(6)を(1)に統合、(6)、(7)、(8)、(14)を新設、	(1)	(11)	(III)	<u>(IV)</u>	<u>(V)</u>
	現行の(12)を削除	20%	10%	10%	3%	3 %
	 (1) 訪問介護員等・サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施 (2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催 (3) 利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告 (4) 健康診断等の定期的な実施 (5) 緊急時等における対応方法の明示 	0	0	0	0	0
体制要件	(6)病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師との連携により、 24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて 訪問 介護を行うことができる体制の整備、看取り期における対応 方針の 策定、看取りに関する職員研修の実施等	〇 (注2)		〇 (注2)		
	(7)通常の事業の実施地域内であって中山間地域等(※1)に居住す る者に対して、継続的にサービスを提供していること					0
	(8) 利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に 応じて、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が起点となり随時 介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護計画の見直し を行っていること					0
	(9) 訪問介護員等のうち介護福祉士の占める割合が30%以上、又は介 護福祉士、実務者研修修了者、並びに介護職員基礎研修課程修了者 及び1級課程修了者の占める割合が50%以上	0	〇 _ 又は _			
人材要件	(10)全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者・1級課程修了者	0	0			
件	(11) サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数 の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること			〇 又は	〇 又は	
	(12) 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること			0	0	
重度者等	(13) 利用者のうち、要介護4、5である者、日常生活自立度(Ⅲ、Ⅳ、 M)である者、たんの吸引等を必要とする者の占める割合が20%以上	〇 又は		〇 又は		
重度者等対応要件		〇 (注2)		〇 (注2)		
(* 1)中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算と同様の対象地域					

(※2) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要

【全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)】

○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

単位数

<現行> なし <改定後>

業務継続計画未実施減算施設・居住系サービス その他のサービス

所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算 (新設) 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、 各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所 定単位数から平均して7単位程度/(日・回)の減算となる。

- 以下の基準に適合していない場合(新設)
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時 の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
 - 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
 - ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

1.(6)① 高齢者虐待防止の推進①

概要

【全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者(居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。)について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

単位数

<現行> なし <改定後>

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/(日・回)の減算となる。

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合 (新設)
 - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 全ての施設・事業所で虐待防止措置が適切に行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を 周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に虐待防止に関する取組状況を追加する。また、 指定権者に対して、集団指導等の機会等にて虐待防止措置の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の 事業者に対する集中的な指導を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取組の強化を求めるとともに、都道府県別の体 制整備の状況を周知し、更なる取組を促す。

1. (6)② 身体的拘束等の適正化の推進①

概要

【ア:短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ:訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の開催等、 指針の整備、研修の定期的な実施)を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講 じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
 - イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は 他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと とし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理 由を記録することを義務付ける。【省令改正】

基準

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
 - 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、 介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定 する。
 - ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行って はならないこと。
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由 を記録しなければならないこと。

身体拘束廃止未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算(新設) 【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】のみ (訪問系はなし)

1. (7) ① 訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直し

概要

【訪問介護、訪問入浴介護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護】

○ 訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算について、認知症高齢者の重症化の緩和や日常生活自立度 II の者に対して適切に認知症の専門的ケアを行うことを評価する観点から、利用者の受入れに関する要件を見直す。 【告示改正】

単位数

<現行>

認知症専門ケア加算(I) 3単位/日※

認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位/日※



< 改定後 > 変更なし 変更なし

※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護(Ⅱ)については、認知症専門ケア加算(Ⅰ)90単位/月、認知症専門ケア加算(Ⅱ)120単位/月

- <認知症専門ケア加算(I)>
 - ア 認知症高齢者の日常生活自立度 || 以上の者が利用者の2分の1以上
 - イ 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度<mark>II</mark>以上の者が20人未満の場合は1以上、 20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置
 - ウ 認知症高齢者の日常生活自立度 || 以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
 - エ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催
- <認知症専門ケア加算(Ⅱ)>
 - ア 認知症専門ケア加算(1)のイ・エの要件を満たすこと
 - イ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の20以上
 - ウ 認知症高齢者の日常生活自立度 |||以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
 - エ 認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
 - オ 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定

2. (1) ⑤ 訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化

概要

【訪問介護、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

○ 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、事業所と歯科専門職の連携の下、介護職員等による口腔衛生状態及び口腔機能の評価の実施並びに利用者の同意の下の歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供を評価する新たな加算を設ける。

【告示改正】

単位数

<現行> なし



<改定後>

口腔連携強化加算 50単位/回 (新設)

※1月に1回に限り算定可能

- 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。 (新設)
- 事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。



通所介護はどうなる

通所介護 地域密着型通所介護

- ① 豪雪地帯等において急な気象状況の悪化等があった場合の通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化
- ②業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ③ 高齢者虐待防止の推進
- ④ 身体的拘束等の適正化の推進
- ⑤ 認知症加算の見直し
- ⑥ リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し
- ⑦ 通所介護等における入浴介助加算の見直し
- ⑧ 科学的介護推進体制加算の見直し
- ⑨ アウトカム評価の充実のためのADL維持等加算の見直し
- ⑩ 職員処遇改善関係加算の一本化
- ⑪ テレワークの取扱い
- ② 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し
- ③ 個別機能訓練加算の人員配置要件の緩和及び評価の見直し
- ⑪特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化
- 15通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化

通所介護 基本報酬

単位数

※以下の単位数はすべて1回あたり(7時間以上8時間未満の場合)

通常規模型	<現行>		<改定後>	大規模型 I	<現行>		<改定後>	
要介護1	655単位		658単位	要介護1	626単位		629単位	
要介護 2	773単位	_	777単位	要介護 2	740単位	_	744単位	
要介護3	896単位		900単位	要介護3	857単位		861単位	
要介護 4	1,018単位	7	1,023単位	要介護4	975単位		980単位	
要介護 5	1,142単位		1,148単位	要介護 5	1,092単位		1,097単位	
大規模型Ⅱ	<現行>		<改定後>					
要介護1	604単位		607単位					
要介護 2	713単位		716単位					
要介護3	826単位		830単位					
要介護4	941単位		946単位					
要介護 5	1,054単位		1,059単位					

1. (7) ③ 通所介護・地域密着型通所介護における認知症加算の見直し

概要

【通所介護、地域密着型通所介護】

○ 通所介護・地域密着型通所介護における認知症加算について、事業所全体で認知症利用者に対応する観点から、 従業者に対する認知症ケアに関する個別事例の検討や技術的指導に係る会議等を定期的に開催することを求める こととする。また、利用者に占める認知症の方の割合に係る要件を緩和する。【告示改正】

単位数

<現行> 認知症加算 60単位/日



<改定後> 変更なし

- 指定居宅サービス等基準第93条第1項第2号又は第3号・指定地域密着型サービス基準第20条第1項第2号又は 第3号に規定する員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。
- 指定通所介護事業所・指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち,日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の15以上であること。
- 指定通所介護・指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護・指定地域密着型通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修又は認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を1名以上配置していること。
- <u>当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に係る会議を定期的に開催しているこ</u> と。 (新設)

2.(1)③ リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る 一体的計画書の見直し

概要

【通所介護、通所リハビリテーション★、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、介護老 人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

○ リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組を推進する観点から、リハビリテーション・個別機能 訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直しを行う。【通知改正】

算定要件等

○ リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に係る一体的計画書について、記載項目の整理するとともに、他の様式におけるLIFE提出項目を踏まえた様式に見直し。

2. (2) ① 通所介護等における入浴介助加算の見直し①

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★】

- 通所介護等における入浴介助加算について、入浴介助技術の向上や利用者の居宅における自立した入浴の取組を促進する観点から、 以下の見直しを行う。
- ア 入浴介助に必要な技術の更なる向上を図る観点から、入浴介助加算 (I) の 算定要件に、入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うことを新たな要件として設ける。 【告示改正】
- イ 入浴介助加算 (II) の算定要件である、「医師等による、利用者宅浴室の環境評価・助言」について、人材の有効活用を図る観点から、医師等に代わり介護職員が訪問し、医師等の指示の下、ICT機器を活用して状況把握を行い、医師等が評価・助言する場合も算定することを可能とする。 【告示・通知改正】

加えて、利用者の居宅における自立した入浴への取組を促進する観点から、入浴介助加算(II)の算定要件に係る現行の Q & A や留意事項通知で示している内容を告示に明記し、要件を明確化する【告示改正】

単位数

<現行>

入浴介助加算(I) 40単位/日

入浴介助加算(Ⅱ) 55単位/日



<改定後> 変更なし 変更なし

算定要件等

<入浴介助加算(I)>

- 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。
- ・ 入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。
- <入浴介助加算 (Ⅱ) > (入浴介助加算 (Ⅰ) の要件に加えて)
 - ・ 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士<u>若しくは</u>介護支援専門員<u>又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者(以下「医師等」という。)</u>が、利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合には、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価・助言を行っても差し支えないものとする。
 - ・ 当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、医師等と連携の下で、利用者の身体の状況、訪問により把握した居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画 を作成すること。ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画に記載することをもって個別の入浴計画の作成に代えることができる。
 - ・ 上記の入浴計画に基づき、個浴(個別の入浴をいう。)又は利用者の居宅の状況に近い環境<u>(利用者の居宅の浴室の手すりの位置や使用する 浴槽の深さ及び高さ等に合わせて、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものをい う。)</u>で、入浴介助を行うこと。

2. (2) ① 通所介護等における入浴介助加算の見直し②

<入浴介助加算(I)>

通所介護事業所



入浴介助の実施

入浴介助を適切に行うことが できる人員及び設備を有して 行われる入浴介助であること。





研修等の実施

入浴介助を行う職員に対し、 入浴介助に関する研修等を 行うこと。







<入浴介助加算(Ⅱ)>入浴介助加算(I)の要件に加えて



<訪問可能な職種>

医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者

.

医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が評価・助言を行っても差し支えない

個別に入浴を実施

通所介護事業所

個別入浴計画を作成









機能訓練指導員等が共同して、医師等と連携の下で、利用者の身体の状況、訪問により把握した浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成。なお、通所介護計画への記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができる。

個浴又は利用者の居宅の状況に近い環境(福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているもの)で、入浴介助を行う。

居宅介護支援事業所・ 福祉用具販売事業所等

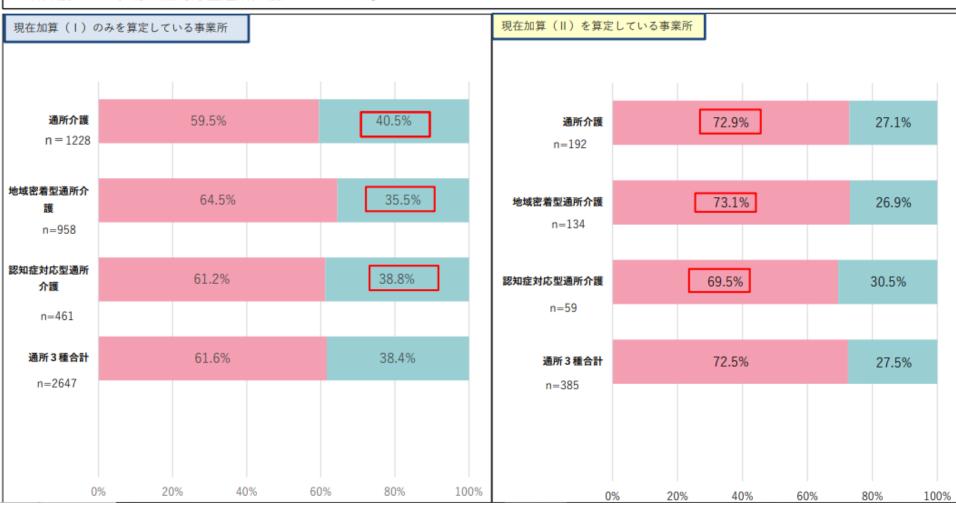
利用者宅の浴室が、利用者自身又は家族の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合

訪問した医師等が、介護支援専門員、 福祉用具専門相談員と連携し、福祉 用具の購入・住宅改修等環境整備等 を助言する。



入浴介助に必要な技術を習得するための研修の実施状況

- 入浴介助加算(I)を算定している事業所に対して行った研修の実施状況では、「行っていない」が通所介護では40.5%、地域密着型通 所介護35.5%、認知症対応型通所介護38.8%である。
- 入浴介助加算(II)を算定している事業所に対して行った研修の実施状況では、「行っている」が通所介護では72.9%、地域密着型通 所介護73.1%、認知症対応型通所介護69.5%である。



2.(3)① 科学的介護推進体制加算の見直し

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

概要

- 科学的介護推進体制加算について、質の高い情報の収集・分析を可能とし、入力負担を軽減し科学的介護を 推進する観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 加算の様式について入力項目の定義の明確化や他の加算と共通している項目の見直し等を実施。 【通知改正】
 - イ LIFEへのデータ提出頻度について、少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直す。 【通知改正】
 - ウ 初回のデータ提出時期について、他のLIFE関連加算と揃えることを可能とする。【通知改正】

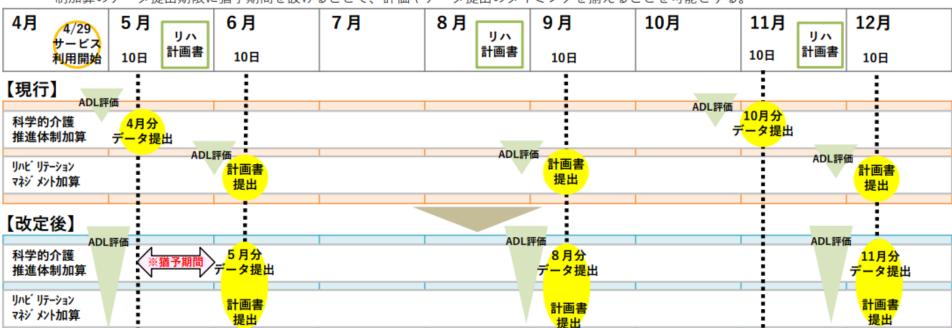
- LIFEへのデータ提出頻度について、他のLIFE関連加算と合わせ、少なくとも「3月に1回」に見直す。
- その他、LIFE関連加算に共通した見直しを実施。
 - <入力負担軽減に向けたLIFE関連加算に共通する見直し>
 - ・入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する
 - ・同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする

LIFEへのデータ提出頻度の見直し(イメージ)

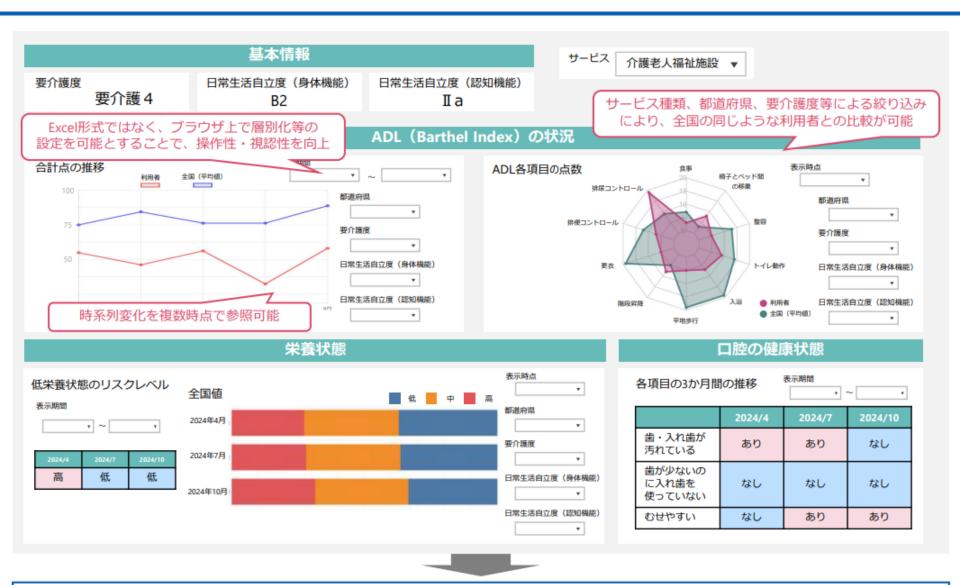
- 各加算のデータ提出頻度について、サービス利用開始月より入力を求めている加算もあれば、サービス利用開始 後の計画策定時に入力が必要な加算もあり、同一の利用者であっても算定する加算によって入力のタイミングが異 なり、事業所における入力タイミングの管理が煩雑となっている。
- LIFEへのデータ提出について、「少なくとも3か月に1回」と統一する。
- また、同一の利用者に対して複数の加算を算定する場合のデータ提出頻度を統一できるよう、例えば、月末より サービス利用を開始する場合であって、当該利用者の評価を行う時間が十分確保できない場合等、一定の条件の下 で、提出期限を猶予する。

例:同一の利用者に科学的介護推進体制加算及びリハビリテーションマネジメント加算を算定する場合

- 現在、科学的介護推進体制加算はサービス利用開始月とその後少なくとも6月に1度評価を行い、翌月の10日までにデータを提出することとなっており、リハビリテーションマネジメント加算はリハビリテーション計画書策定月、及び計画変更月に加え、少なくとも3月に1度評価を行いデータを提出することとなっている。いずれの加算にもADLを含め同じ評価項目が含まれている。
- これらの加算の提出タイミングを少なくとも3月に1度と統一するとともに、例えば、月末にサービスを開始した場合に、科学的介護推進体制加算のデータ提出期限に猶予期間を設けることで、評価やデータ提出のタイミングを揃えることを可能とする。



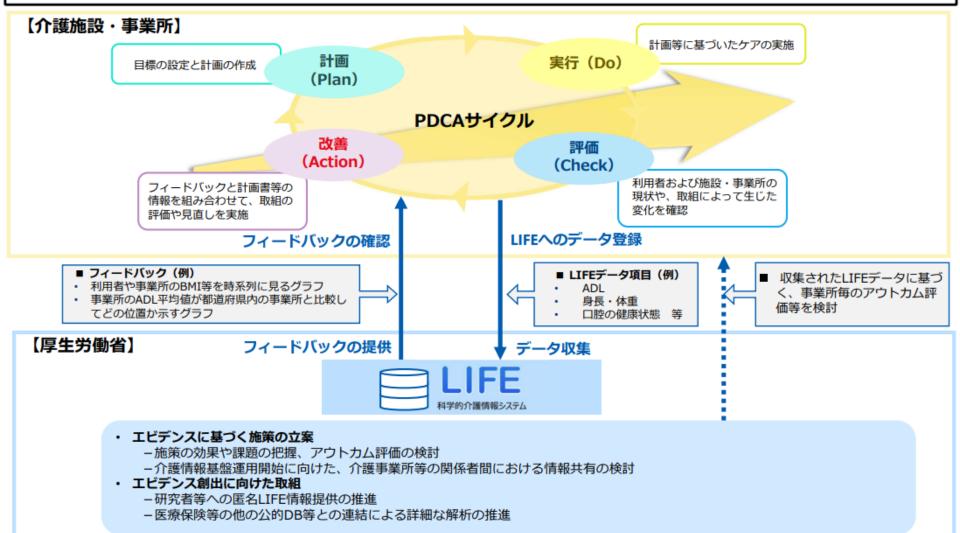
LIFEのフィードバック見直しイメージ(利用者フィードバック)



各利用者に対して実施した取組と、LIFEデータの時系列変化や全国の同じような利用者との比較を組み合わせて検討することで、 取組の効果や利用者の特徴の把握へ活用

LIFEを活用した取組イメージ

○ 介護事業所においては、介護の質向上に向けてLIFEを活用したPDCAサイクルを推進する。LIFEで収集したデータも活用し、介護報酬制度を含めた施策の立案や介護DXの取組、アウトカム評価につながるエビデンス創出に向けたLIFEデータの研究利活用を推進する。



2.(3)③ アウトカム評価の充実のためのADL維持等加算の見直し

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者 生活介護 、 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 】

○ ADL維持等加算について、自立支援・重度化防止に向けた取組をより一層推進する観点から、ADL維持等加算 (Ⅱ)におけるADL利得の要件について、「2以上」を「3以上」と見直す。【告示改正】 また、ADL利得の計算方法の簡素化を行う。 【通知改正】

- < ADL維持等加算(I) >
- 以下の要件を満たすこと
 - イ 利用者等(当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること。
 - ロ 利用者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。
 - ハ 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値(調整済ADL利得)について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。
- < ADL維持等加算(II) >
- ADL維持等加算(I)のイと口の要件を満たすこと。
- 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上であること。
- < ADL 維持等加算 (I) (II) について >
- 初回の要介護認定があった月から起算して12月以内である者の場合や他の施設や事業所が提供するリハビリテーションを併用している利用者の場合のADL維持等加算利得の計算方法を簡素化。

ADL維持等加算

A D L維持等加算(I) 3 O 単位/月 A D L維持等加算(I) 6 O 単位/月

算定要件

- <ADL維持等加算(I)>
- 〇 以下の要件を満たすこと

イ利用者等(当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること。

ロ利用者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。

ハ利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値(調整済ADL利得)について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。

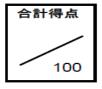
- <ADL維持等加算(Ⅱ)>
- ADL維持等加算(I)のイとロの要件を満たすこと。
- 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上であること。

【説明】ADL評価の方法

利用者のADL評価は、バーセルインデックス(Barthel Index)を用いる。パーセルインデックスは、食事、車椅子からベッドへの移動、整容、トイレ動作、入浴、歩行、階段昇降、着替え、排便コントロール、排尿コントロールの計10項目を5点刻みで点数化し、その合計点を100点満点として評価する

バーセルインデックス(Barthel Index ; 機能的評価)

	点数	質 問 内 容	得点
1 食事	10	自立、自助具などの装着可、標準的時間内に食べ終える	
	5	部分介助(たとえば、おかずを切って細かくしてもらう)	
	0	全介助	
2 車椅子から	15	自立、ブレーキ、フットレストの操作も含む(非行自立も含む)	
ベッドへの移動	10	軽度の部分介助または監視を要する	
	5	座ることは可能であるがほぼ全介助	
	0	全介助または不可能	
3 整容	5	自立(洗面、整髪、歯 磨き、ひげ剃り)	
	0	部分介助または不可能	
4 トイレ動作	10	自立(衣服の操作、後始末を含む、ポータブル便器などを使用している場合はその洗浄も含む)	
	5	部分介助、体を支える、衣服、後始末に介助を要する	
	0	全介助または不可能	
5 入浴	5	自立	
	0	部分介助または不可能	
6 歩行	15	45M 以上の歩行、補装具(車椅子、歩行器は除く)の使用の有無は問わず	
	10	45M 以上の介助歩行、歩行器の使用を含む	
	5	歩行不能の場合、車椅子にて 45M 以上の操作可能	
	0	上記以外	
7 階段昇降	10	自立、手すりなどの使用の有無は問わない	
	5	介助または監視を要する	
	0	不能	
8 着替え	10	自立、靴、ファスナー、装具の着脱を含む	
	5	部分介助、標準的な時間内、半分以上は自分で行える	
	0	上記以外	
9 排便コントロール	10	失禁なし、浣腸、坐薬の取り扱いも可能	
	5	ときに失禁あり、浣腸、坐薬の取り扱いに介助を要する者も含む	
	0	上記以外	
10 排尿コントロール	10	失禁なし、収尿器の取り扱いも可能	
	5	ときに失禁あり、収尿器の取り扱いに介助を要する者も含む	
	0	上記以外	



3.(2) ⑧ 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し

概要

【通所系サービス★、短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

○ 就労開始から6月未満のEPA介護福祉士候補者及び技能実習生(以下「外国人介護職員」という。)については、日本語能力試験N1又はN2に合格した者を除き、両制度の目的を考慮し、人員配置基準への算入が認められていないが、就労開始から6月未満であってもケアの習熟度が一定に達している外国人介護職員がいる実態なども踏まえ、人員配置基準に係る取扱いについて見直しを行う。

具体的には、外国人介護職員の日本語能力やケアの習熟度に個人差があることを踏まえ、事業者が、外国人介護職員の日本語能力や指導の実施状況、管理者や指導職員等の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を人員配置基準に算入することについて意思決定を行った場合には、就労開始直後から人員配置基準に算入して差し支えないこととする。【告示改正】

その際、適切な指導及び支援を行う観点、安全体制の整備の観点から、以下の要件を設ける。

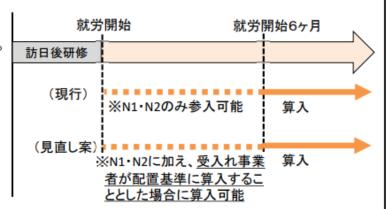
ア 一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること。

イ 安全対策担当者の配置、指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること。 併せて、両制度の趣旨を踏まえ、人員配置基準への算入の有無にかかわらず、研修又は実習のための指導職員の 配置や、計画に基づく技能等の修得や学習への配慮など、法令等に基づき、受入れ施設において適切な指導及び支 援体制の確保が必要であることを改めて周知する。

算定要件等

次のいずれかに該当するものについては、職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなしても差し支えないこととする。

- ・ 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過した外国人介護職員
- ・ 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過していない外国人介護職員であって、受入れ施設(適切な研修体制及び安全管理体制が整備されているものに限る。)に係る事業を行う者が当該外国人介護職員の日本語の能力及び研修の実施状況並びに当該受入れ施設の管理者、研修責任者その他の職員の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなすこととしたもの
- 日本語能力試験N1又はN2に合格した者



3. (3) ⑦ 通所介護、地域密着型通所介護における個別機能訓練加算の 人員配置要件の緩和及び評価の見直し①

概要

【通所介護、地域密着型通所介護】

○ 通所介護、地域密着型通所介護における個別機能訓練加算について、機能訓練を行う人材の有効活用を図る観点から、個別機能訓練加算(Ⅰ)口において、現行、 機能訓練指導員を通所介護等を行う時間帯を通じて 1 名以上配置しなければならないとしている要件を緩和するとともに、評価の見直しを行う。【告示改正】

単位数

<現行>

個別機能訓練加算(1)イ 56単位/日

個別機能訓練加算(I)口 85単位/日

個別機能訓練加算(II) 20単位/月

<改定後>

変更なし

個別機能訓練加算(I)口 **76**単位/日(変更)

変更なし

算定要件等

	個別機能訓練加算(I)口
ニーズ把握・情報収 集	通所介護・地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員が、利用者の居宅を訪問し、ニーズを把握するとともに、居宅での生 活状況を確認。
機能訓練指導員の配 置	専従 1 名以上配置 <u>(配置時間の定めなし)</u> ※ 人員欠如減算・定員超過減算に該当している場合は、個別機能訓練加算を算定しない。 ※ 個別機能訓練加算(I)イの配置(専従1名以上配置(配置時間の定めなし))に加え、合計で 2 名以上の機能訓練指導員を配置している時間帯において算定が可能。
計画作成	居宅訪問で把握したニーズと居宅での生活状況を参考に、多職種共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成。
機能訓練項目	利用者の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を柔軟に設定。 訓練項目は複数種類を準備し、その選択に当たっては利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助する。
訓練の対象者	5人程度以下の小集団又は個別。
訓練の実施者	機能訓練指導員が直接実施(介護職員等が訓練の補助を行うことは妨げない)
進捗状況の評価	3か月に1回以上実施し、利用者の居宅を訪問した上で、居宅での生活状況を確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して個別機能測練計画の基準性は2000年に対して個別機能測練計画の見遠し第を行る。

对して個別機能訓練計画の進捗状况等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行う。

5. ⑤ 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、療養通所介護】

○ 通所系サービスにおける送迎について、利便性の向上や運転専任職の人材不足等に対応する観点から、送迎先に ついて利用者の居住実態のある場所を含めるとともに、他の介護事業所や障害福祉サービス事業所の利用者との同 乗を可能とする。【Q&A発出】

算定要件等

(送迎の範囲について)

○ 利用者の送迎について、利用者の自宅と事業所間の送迎を原則とするが、運営上支障が無く、利用者の居住実態 (例えば、近隣の親戚の家)がある場所に限り、当該場所への送迎を可能とする。

(他介護事業所利用者との同乗について)

○ 介護サービス事業所において、他事業所の従業員が自事業所と雇用契約を結び、自事業所の従業員として送迎を 行う場合や、委託契約において送迎業務を委託している場合(共同での委託を含む)には、責任の所在等を明確に した上で、他事業所の利用者との同乗を可能とする。

(障害福祉サービス利用者との同乗について)

- 障害福祉サービス事業所が介護サービス事業所と雇用契約や委託契約(共同での委託を含む)を結んだ場合においても、責任の所在等を明確にした上で、障害福祉サービス事業所の利用者も同乗することを可能とする。
 - ※ なお、この場合の障害福祉サービス事業所とは、同一敷地内事業所や併設・隣接事業所など、利用者の利便性を損なわない範囲内 の事業所とする。

通所リハビリテーションはどうなる

- ① 豪雪地帯等において急な気象状況の悪化等があった場合の通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化
- ② 通所リハビリテーションにおける機能訓練事業所の共生型サービス、基準該当サービスの提供の拡充★
- ③ 医療機関のリハビリテーション計画書の受け取りの義務化★
- ④ 退院後早期のリハビリテーション実施に向けた退院時情報連携の推進★
- ⑤ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ⑥ 高齢者虐待防止の推進★
- ⑦ 身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑧ 訪問・通所リハビリテーションにおけるリハビリテーション、口腔、栄養の一体的取組の推進
- ⑨リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し★
- ⑩訪問及び通所リハビリテーションのみなし指定の見直し
- ① 介護予防サービスにおけるリハビリテーションの質の向上に向けた評価(予防のみ)
- ⑩ 通所リハビリテーションの事業所規模別基本報酬の見直し
- ③ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化★
- (4) 通所リハビリテーションにおける入浴介助加算(Ⅱ)の見直し
- ⑤ 科学的介護推進体制加算の見直し★
- (16) 処遇改善関係加算の一本化★
- ⑪テレワークの取扱い★
- ⑩ 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★
- (19) 運動器機能向上加算の基本報酬への包括化(予防のみ)
- ⑩特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
- ②通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化

通所リハビリテーション 基本報酬

単位数

○通所リハビリテーション (7時間以上8時間未満の場合)

通常規模型	<現行>	<改定後>	大規模型	<現行>	<改定後>
要介護1	757単位	762単位	要介護1	734/708単位	714単位
要介護 2	897単位	903単位	要介護 2	868/841単位	847単位
要介護3	1,039単位	1,046単位	要介護3	1,006/973単位	983単位
要介護4	1,206単位	1,215単位	要介護4	1,166/1,129単位	1,140単位
要介護 5	1,369単位	1,379単位	要介護 5	1,325/1,282単位	1,300単位

- ※旧大規模型 | 及び || については廃止し、大規模型に統合する。
- ※一定の条件を満たした大規模型事業所については、通常規模型と同様の単位数を算定できることとする。
- ○介護予防通所リハビリテーション

要支援 1 要支援 2 <現行> 2,053単位/月 3,999単位/月



<改定後> 2,268単位/月 4,228単位/月

1.(3) ⑧ 医療機関のリハビリテーション計画書の受け取りの義務化

概要

【訪問リハビリテーション★、通所リハビリテーション★】

○ 退院時の情報連携を促進し、退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、医師等の 従業者が、入院中にリハビリテーションを受けていた利用者に対し退院後のリハビリテーションを提供する際に、 リハビリテーション計画を作成するに当たっては、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等 を入手し、内容を把握することを義務付ける。【省令改正】

基準

<運営基準(省令)>

○ サービス毎に、以下を規定(通所リハビリテーションの例)

医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。



入院中に リハビリテーション を実施した医療機関









リハビリテーション 事業所

【リハビリテーション実施計画書等】

入院中に実施していたリハビリテーションに関わる情報、 利用者の健康状態、心身機能・構造、活動・参加、 目標、実施内容、リハビリテーション実施に際しての注意点等

リハビリテーション 実施計画書等の提供 リハビリテーション 実施計画書等の入手 ・内容の把握

1. (3) ⑨ 退院後早期のリハビリテーション実施に向けた退院時情報連携の推進

概要

【訪問リハビリテーション★、通所リハビリテーション★】

○ 退院時の情報連携を促進し、退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、医療機関からの退院後に介護保険のリハビリテーションを行う際、リハビリテーション事業所の理学療法士等が、医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行ったことを評価する新たな加算を設ける。【告示改正】

単位数

<現行> なし



<改定後>

退院時共同指導加算 600単位/回(新設)

算定要件等

(訪問リハビリテーションの場合)

- 病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導※を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算する。(新設)
 - ※ 利用者又はその家族に対して、病院又は診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者と利用者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅でのリハビリテーション計画に反映させることをいう。

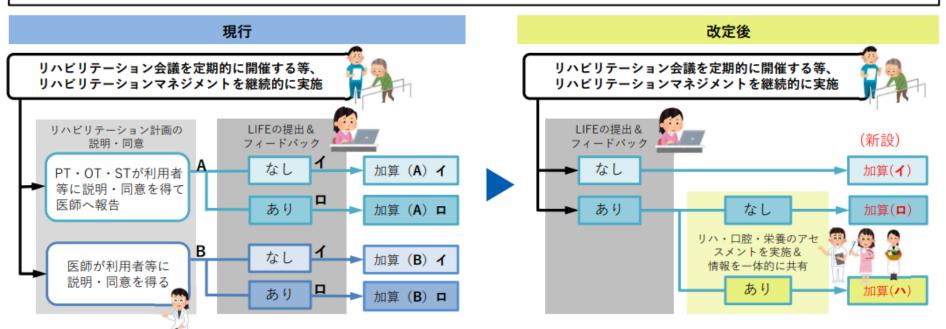
2.(1)①訪問・通所リハビリテーションにおけるリハビリテーション、口腔、栄養の一体的取組の推進①

概要

【訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション】

- リハビリテーション・口腔・栄養を一体的に推進し、自立支援・重度化防止を効果的に進める観点から、通所リハビリテーションにおけるリハビリテーションマネジメント加算について、以下の要件を満たす場合を評価する新たな区分を設ける。
 - ア 口腔アセスメント及び栄養アセスメントを行っていること。
 - イ リハビリテーション計画等の内容について、リハビリテーション・口腔・栄養の情報を関係職種の間で一体的に共有すること。その際、必要に応じて LIFEに提出した情報を活用していること。
 - ウ 共有した情報を踏まえ、リハビリテーション計画について必要な見直しを行い、見直しの内容について関係 職種に対し共有していること。

また、報酬体系の簡素化の観点から、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションのリハビリテーションマネジメント加算(B)の要件について新規区分とし、加算区分を整理する。【告示改正】



2.(1)①訪問・通所リハビリテーションにおけるリハビリテーション、口腔、栄養の一体的取組の推進③

単位数

○ 通所リハビリテーション

<現行>

リハビリテーションマネジメント加算(A)イ

同意日の属する月から 6 月以内 560単位/月, 6 月超 240単位/月 リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ

同意日の属する月から6月以内593単位/月,6月超273単位/月

リハビリテーションマネジメント加算(B)イ

同意日の属する月から6月以内830単位/月,6月超510単位/月

リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ

同意日の属する月から6月以内863単位/月,6月超543単位/月

<改定後>

リハビリテーションマネジメント加算(イ)

同意日の属する月から 6 月以内 560単位/月, 6 月超 240単位/月 リハビリテーションマネジメント加算(ロ)

同意日の属する月から6月以内593単位/月,6月超273単位/月 廃止

廃止

リハビリテーションマネジメント加算(ハ) (新設) 同意日の属する月から6月以内793単位/月.6月超473単位/月

※医師が利用者またはその家族に説明した場合 上記に加えて270単位 (新設・Bの要件の組み替え)

算定要件等

○ 通所リハビリテーション

<リハビリテーションマネジメント加算(イ)> 現行のリハビリテーションマネジメント加算(A)イ と同要件を設定。

<リハビリテーションマネジメント加算(口)> 現行のリハビリテーションマネジメント加算(A)口 と同要件を設定。

<リハビリテーションマネジメント加算(ハ)> (新設)

- ・リハビリテーションマネジメント加算(ロ)の要件を満たしていること。
- ・事業所の従業者として、又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- ・利用者ごとに、多職種が共同して栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行っていること。
- ・利用者ごとに、言語聴覚士、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員がその他の職種の者と共同して口腔の健康状態を評価し、当該利用者の口腔の健康状態に係る解決すべき課題の把握を行っていること。
- ・利用者ごとに、関係職種が、通所リハビリテーション計画の内容の情報等や、利用者の口腔の健康状態に関する情報及び利用者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること。
- ・共有した情報を踏まえ、必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直し、当該見直しの内容を関係職種に対して情報提供していること。
- <リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合>
 - ・現行の(B)の医師の説明に係る部分と同要件を設定。

通所リハビリテーションにおけるリハビリテーションマネジメント

- リハビリテーションマネジメントは、調査、計画、実行、評価、改善(以下、「SPDCA」という)のサイクルの構築を通じて、心身 機能、活動、参加にバランス良く働きかけるリハビリテーションが提供できているか、継続的に管理することにより、質の高いリハビ リテーションの提供を目指すものである。
- 介護報酬においては、基本報酬の算定要件及び各加算において評価を行っている。

基本報酬



医師の詳細な指示

リハビリテーションの目的に加え、以下の いずれか1以上の指示を行う

- ・開始前、実施中の留意事項 ・中止基準
- 負荷量等



● 計画の進捗状況の確認・計画の見直し ・初回評価はおかかが

- 初回評価はおおむね2週間以内
- ・以降は概ね3月ごとに評価
- ・必要に応じて計画を見直す



居宅訪問

利用開始から1月以内に、利用 者の居宅を訪問し、診療・検査 等を行うよう努める

継続利用時の説明・記載



医師が3月以上の継続利用が必要と判断

- ⇒計画書に以下を記載し、説明を行う
- 継続利用が必要な理由 ・具体的な終了目安
- その他のサービスの併用と以降の見通し



他事業所との連携

(イ)の要件

ケアマネジャーを通じて、その他の サービス従業者に、リハビリテーショ ンの観点から、日常生活上の留意点、 介護の工夫などの情報を伝達する。

リハビリテーションマネジメント加算



リハビリテーション会議

以下の頻度でリハビリテーション会議を開催し、計画を見直す

- ・利用開始から6月以内 : 1月に1回以上
- 利用開始から6月超 : 3月に1回以上



指導・助言

介護の工夫に関する指導、日常生活上の留意点を助言する

- ・他サービスの従業者と居宅を訪問し、従業者に対して行う
- ・居宅を訪問し、家族に対して行う



ケアマネジャーへの情報提供



説明と同意

(口)の要件





(八)の要件



栄養アセスメント



リハ・口腔・栄養の

2. (1) ⑧介護予防サービスにおけるリハビリテーションの質の向上に向けた評価

概要

【介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション】

- 介護予防サービスにおけるリハビリテーションの質を評価し、適切なサービス提供とする観点から、以下の見直しを行う。
- ア 利用開始から 12 月が経過した後の減算について、拡大を行う。ただし、定期的なリハビリテーション会議によるリハビリテーション計画の見直しを行い、LIFE ヘリハビリテーションのデータを提出しフィードバックを受けて PDCA サイクルを推進する場合は減算を行わないこととする。
- イ 要介護認定制度の見直しに伴い、より適切なアウトカム評価に資するようLIFE ヘリハビリテーションのデータ提出を推進するとともに、事業所評価加算の廃止を行う。【告示改正】

単位数

○ 利用開始日の属する月から12月超

<現行>

介護予防訪問リハビリテーション 5 単位/回減算

介護予防通所リハビリテーション 要支援1 20単位/月減算 要支援2 40単位/月減算

○ 事業所評価加算

<現行>

介護予防訪問リハビリテーション 120単位/月 介護予防通所リハビリテーション 120単位/月 <改定後>

要件を満たした場合 減算なし (新設) 要件を満たさない場合 30単位/回減算 (変更)



要件を満たした場合 減算なし (新設)

要件を満たさない場合 要支援 1 **120**単位/月減算 (変更)

要支援2 240単位/月減算(変更)

<改定後>

(廃止)

(廃止)

算定要件等

- 利用開始日の属する月から12月を超えて介護予防通所(訪問)リハビリテーションを行う場合の減算を行わない基準(新設)
- 3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を 構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録するとともに、利用者の状態の変化に応じ、リハビリテーション計画を見 直していること。
- 利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報 その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

2. (1) ① 通所リハビリテーションの事業所規模別基本報酬の見直し①

概要

【通所リハビリテーション】

- リハビリテーションマネジメントを実施する体制等が充実している事業所を評価する観点から、事業所規模別の 基本報酬について、以下の見直しを行う。
 - ア 通常規模型、大規模型(I)、大規模型(II)の3段階になっている事業所規模別の基本報酬を、通常規模型、 大規模型の2段階に変更する。

-1 -- //

- イ 大規模型事業所のうち、以下の要件を全て満たす事業所については、通常規模型と同等の評価を行う。
 - i リハビリテーションマネジメント加算の算定率が利用者全体の80%を超えていること。
 - ii リハビリテーション専門職の配置が10:1以上であること。【告示改正】

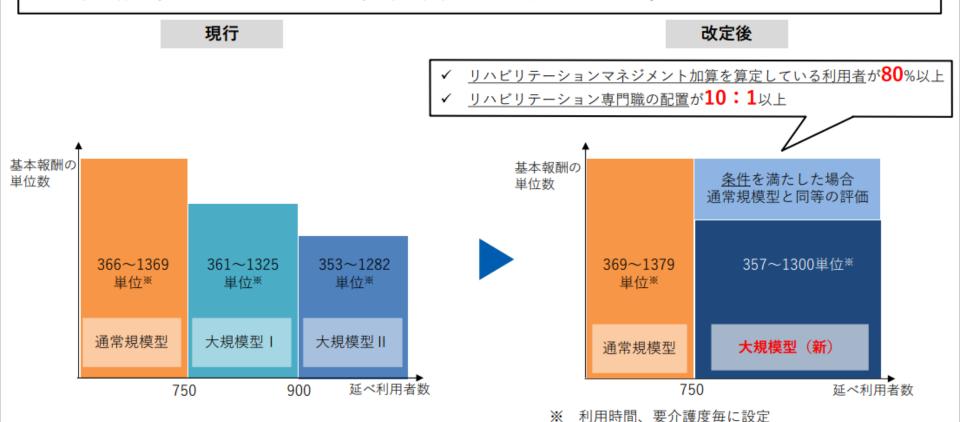
単位数

<現行> (5~6時間利用	月の場合)		<	(改定後>				
大規模型事業所(I)	要介護 1 要介護 2 要介護 3 要介護 4 要介	599単位 709単位 819単位 950単位 1,077単位	•	大規模型事業所	要介護 1 要介護 2 要介護 3 要介護 4 要介	584単位 692単位 800単位 929単位 1,053単位	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	
大規模型事業所(Ⅱ)	要介護 2 要介護 3 要介護 4 要介護 5	579単位 687単位 793単位 919単位 1,043単位		※要件を満たした	法場合 要分 要介 要介 要介 要介 要介 要 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子	622単位 738単位 852単位 987単位 1,120単位	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	

2.(1) ⑪ 通所リハビリテーションの事業所規模別基本報酬の見直し②

算定要件等

- 通常規模型、大規模型(I)、大規模型(II)の3段階になっている事業所規模別の基本報酬を、通常規模型、 大規模型の2段階に変更する。
- 大規模型事業所のうち、以下の要件を全て満たす事業所については、通常規模型と同等の評価を行う。
 - ・ リハビリテーションマネジメント加算の算定率が、利用者全体の80%を超えていること。
 - ・ 利用者に対するリハビリテーション専門職の配置が10:1以上であること。



2. (2) ② 通所リハビリテーションにおける入浴介助加算(Ⅱ)の見直し

概要

【通所リハビリテーション】

○ 通所リハビリテーションにおける入浴介助加算(Ⅱ)について、利用者の居宅における入浴の自立への取組を促進する観点から、入浴介助加算(Ⅱ)の算定要件である、「医師等による、利用者宅浴室の環境評価・助言」について、人材の有効活用を図る観点から、医師等に代わり介護職員が訪問し、医師等の指示の下、ICT機器を活用して状況把握を行い、医師等が評価・助言する場合も算定することを可能とする。加えて、利用者の居宅における自立した入浴への取組を促進する観点から、入浴介助加算(Ⅱ)の算定要件に係

る現行の O&A や留意事項通知で示している内容を告示に明記し、要件を明確化する。【告示改正】

算定要件等

<入浴介助加算(Ⅱ)>(入浴介助加算(Ⅰ)の要件に加えて)

- ・ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者(以下「医師等」という。)が、利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合には、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価・助言を行っても差し支えないものとする。
- ・ 当該事業所の理学療法士等が、医師等との連携の下で、利用者の身体の状況、訪問により把握した居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所リハビリテーション計画に記載することをもって個別の入浴計画の作成に代えることができる。
- ・ 上記の入浴計画に基づき、個浴(個別の入浴をいう。)<u>又は利用者の居宅の状況に近い環境(利用者の居宅の浴室の手すりの位置、使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせて、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものをいう。)</u>で、入浴介助を行うこと。

4. (2) ① 運動器機能向上加算の基本報酬への包括化

概要

【介護予防通所リハビリテーション】

- 予防通所リハビリテーションにおける身体機能評価を更に推進するとともに、報酬体系の簡素化を行う観点から、 以下の見直しを行う。
 - ア 運動器機能向上加算を廃止し、基本報酬への包括化を行う。
 - イ 運動器機能向上加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算のうち、複数の加算を組み合わせて算定していること を評価する選択的サービス複数実施加算について見直しを行う。【告示改正】

単位数

<現行>

運動器機能向上加算 225単位/月 選択的サービス複数実施加算 I 480単位 選択的サービス複数実施加算 II 700単位



廃止(基本報酬に包括化)

廃止(栄養改善加算、口腔機能向上加算で評価)

一体的サービス提供加算 480単位/月 (新設)

算定要件等

- 以下の要件を全て満たす場合、一体的サービス提供加算を算定する。 (新設)
 - ・ 栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施していること。
 - ・ 利用者が介護予防通所リハビリテーションの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス 又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を1月につき2回以上設けていること。
 - ・ 栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定していないこと。

ケアマネジャーはどうなる

居宅介護支援•介護予防支援

- ①居宅介護支援における特定事業所加算の見直し
- ② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い(予防のみ)
- ③ 他のサービス事業所との連携によるモニタリング★
- ④ 入院時情報連携加算の見直し
- ⑤ 通院時情報連携加算の見直し
- ⑥ ターミナルケアマネジメント加算等の見直し
- ⑦ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ⑧ 高齢者虐待防止の推進★
- ⑨ 身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑪ ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化
- ① テレワークの取扱い★
- ②公正中立性の確保のための取組の見直し
- ③介護支援専門員1人当たりの取扱件数(報酬)
- (4)介護支援専門員1人当たりの取扱件数(基準)
- 15 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント
- ⑥ 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
- ⑪ 特別地域加算の対象地域の見直し★

居宅介護支援・介護予防支援 基本報酬

単位数

※以下の単位数はすべて1月あたり

居宅介護支援費(I)

・居宅介護支援費(Ⅱ)を算定していない事業所

○居宅介護支援 (i)

 <現行>

 要介護1又は2
 1.076単位

b 要介護3、4又は5

1,076単位 1,398単位

<改定後> 1,086単位 1,411単位

居宅介護支援費(Ⅱ)

・指定居宅サービス事業者等との間で居宅サービス計画に 係るデータを電子的に送受信するためのシステムの活用及 び事務職員の配置を行っている事業所

○居宅介護支援 (i)

<現行>
a 要介護1又は2 1,076単位

b 要介護3、4又は5 1.398単位

<改定後>
▲ 1,086単位

1.411単位

○居宅介護支援(ii)

要介護3、4又は5

a 要介護1又は2

539単位 698単位



544単位 704単位

○居宅介護支援(ii)

a 要介護1又は2

522単位 677単位

527単位 683単位

○居宅介護支援 (iii)

b 要介護3、4又は5

要介護1又は2 323章

b 要介護3、4又は5

○居宅介護支援 (iii)

323単位 418単位

326単位 422単位 a 要介護1又は2

b 要介護3、4又は5

313単位 406単位

316単位 410単位

介護予防支援費

地域包括支援センターが行う場合 指定居宅介護支援事業所が行う場合 <現行> 438単位 新規



<改定後> 442単位 472単位

1.(1)① 居宅介護支援における特定事業所加算の見直し①

概要

【居宅介護支援】

- 居宅介護支援における特定事業所加算の算定要件について以下の見直しを行う。【告示改正】
- ア 多様化・複雑化する課題に対応するための取組を促進する観点から、「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、 難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」を要件とするとともに、 評価の充実を行う。
- イ (主任)介護支援専門員の専任要件について、居宅介護支援事業者が介護予防支援の提供や地域包括支援センターの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合は、これらの事業との兼務が可能である旨を明確化する。
- ウ 事業所における毎月の確認作業等の手間を軽減する観点から、運営基準減算に係る要件を削除する。
- エ 介護支援専門員が取り扱う1人当たりの利用者数について、居宅介護支援費の見直しを踏まえた対応を行う。

単位数

<現行>

特定事業所加算(I) 505単位/月 特定事業所加算(II) 407単位/月 特定事業所加算(III) 309単位/月 特定事業所加算(A) 100単位/月



<改定後>

特定事業所加算(I) <u>519</u>単位/月(変更) 特定事業所加算(II) <u>421</u>単位/月(変更) 特定事業所加算(III) <u>323</u>単位/月(変更) 特定事業所加算(A) <u>114</u>単位/月(変更)

1.(1)① 居宅介護支援における特定事業所加算の見直し②

算定要件等

算定要件		(11)	(III)	(A)		
#AZZII	519単位	<u>421単位</u>	323単位	<u>114単位</u>		
(1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。 <u>※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。</u>	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上		
(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	3名以上	3名以上	2名以上	常勤・非常勤 各1名以上		
(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期 的に開催すること	0					
4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること		0				
5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること						
(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。	0			○ 連携でも可		
(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例 に係る者に指定居宅介護支援を提供していること		0				
(8) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外 の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること		0				
(9) 居宅介護支援費に係る <mark>運営基準減算又は</mark> 特定事業所集中減算の適用を受けていないこと		0				
(10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満(居宅介護支援費(II)を算定している場合は50名未満)であること	0					
11)介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること(平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用)		0				
(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること	0			○ 連携でも可		
(13) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が 包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること		0				

1.(1)② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い①

概要

【介護予防支援】

- 令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから、以下の見直しを行う。
 - ア 市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けること に伴う手間やコストについて評価する新たな区分を設ける。【省令改正】【告示改正】
 - イ 以下のとおり運営基準の見直しを行う。【省令改正】
 - i 居宅介護支援事業所が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるよう、居宅介護支援事業者が指定 を受ける場合の人員の配置については、介護支援専門員のみの配置で事業を実施することを可能とする。
 - ii また、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合(指定居宅 介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理 に支障がないときに限る。)には兼務を可能とする。
 - ウ 居宅介護支援と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算の対象とする。【告示改正】

単位数・算定要件等

<現行>

介護予防支援費 438単位なし

<改定後>

介護予防支援費<u>(I)</u> 介護予防支援費(II) 442単位 ※地域包括支援センターのみ 472単位 (新設) ※指定居宅介護支援事業者のみ

なし 特別地域介護予防支援加算 所定単位数の15%を加算 (新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在

中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%を加算 (新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合

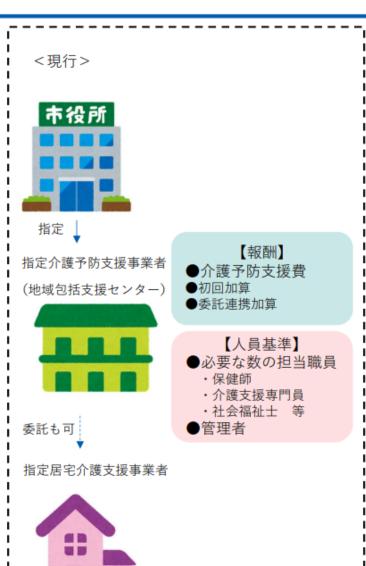
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%を加算 (新設)

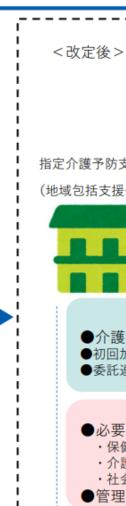
※ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を 越えて、指定介護予防支援を行った場合 介護予防支援費 (II)のみ



なし

1.(1)② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い②







【新設】

情報提供

指定介護予防支援事業者

(地域包括支援センター)



【報酬】

指定

- ●介護予防支援費(Ⅰ)
- ●初回加算
- ●委託連携加算

【人員基準】

- ●必要な数の担当職員
 - 保健師
 - · 介護支援専門員
 - · 社会福祉士 等
- ●管理者

委託も可

指定居宅介護支援事業者



指定介護予防支援事業者 (指定居宅介護支援事業者)



【報酬】

- ●介護予防支援費(Ⅱ)
- ●初回加算
- 申特別地域介護予防支援加算
- ●中山間地域等における小規模 事業所加算
- ●中山間地域等に居住する者への サービス提供加算

【人員基準】

- ●必要な数の介護支援専門員
- ●管理者は主任介護支援専門員 (居宅介護支援と兼務可)

注意:「総合事業における第1号介護予防支援事業」 (いわゆる介護予防ケアマネジメント)は従前どおり

「次の内容については、従前どおりであることを申し添える。

- ・介護予防・日常生活支援総合事業における第1号介護予防支援事業(いわゆる介護予防ケアマネジメント)は、地域包括支援センターが実施(指定居宅介護支援事業者への委託可能)するものであること
- ・また、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者の指定を受けている場合に指定居宅介護支援事業者にその一部を委託することができること」

(令和5年7月31日「令和5年度全国介護保険担当課長会議」認知症施策・地域介護推進課資料「地域包括支援センターに係る改正介護保険法の内容について」

名古屋市HP

令和6年4月1日から介護保険法の改正により、居宅介護支援事業者においても介護予防支援事業者の指定を受けて介護予防支援を実施することが可能となります。

ついては、令和6年4月1日指定(予定)にかかる指定申請の事前受付を次の通り開始しますのでよろしくお願いします。

なお、現在本市においては条例改正の手続き中です。本件については、当該条例改正の手続き完了が前提となっておりますのでご承知おきく ださい。

主な指定要件等(案)

1. 居宅介護支援事業所の指定を受けていること。 民宅介護支援の指定申請と同時申請も可能です。 なお、その場合の介護予防支援の指

居宅介護支援の指定申請と同時申請も可能です。なお、その場合の介護予防支援の指定につきましては、居宅介護支援の指定が前提となりますのでご承知おきください。

- 2. 管理者が主任介護支援専門員であること。
- 3. 介護予防支援の指定を受けた場合も、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号介護予防支援事業(いわゆる介護予防ケアマネジメント)は、実施不可。(地域包括支援センターから委託を受ければ実施可能。)
- 4. 介護予防支援の指定を受けなくても、引き続き地域包括支援センターから委託を受ければ介護予防支援を実施可能。
- 5. 現行の介護予防支援費の介護報酬は、1月につき438単位
- 厚生労働省からの通知により、上記案の内容が変更となる場合がございますのでご承知おきください。上記案の内容に変更等がございましたらかいごネット等でお知らせします。

事前受付期間

令和6年2月1日(木)~令和6年2月29日(木)17時必着

受付方法

次の場所に郵送又は持参

居宅介護支援事業者による介護予防支支援の指定についての質問とご説明について (2024年2月19日 堺市へ提出)

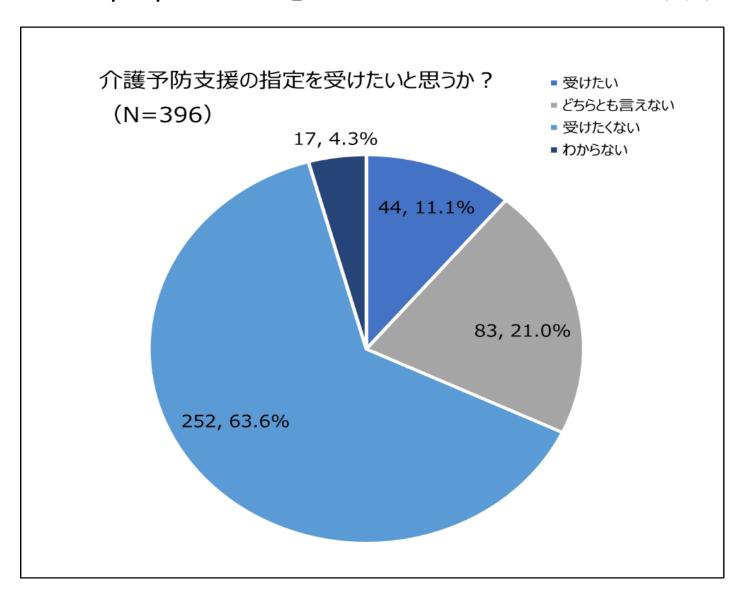
、本年4月1日から介護保険法の改正により、居宅介護支援事業者においても介護予防支援事業者の指定を受けて介護予防支援を実施することが可能となります。

ついては、居宅介護支援事業者による介護予防支援の指定について、ご質問いたしますので、 ご説明の場を設けていただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 現在の「介護予防支援」(予防プラン)数等について
- ① 現在の「介護予防支援」(予防プラン)件数及び内訳(地域包括支援センター直接実施分・居宅介護支援事業所委託分)について教示してください。
- ② 現在の「総合事業の第1号介護予防支援事業(いわゆる介護予防ケアマネジメント)件数及び内訳(地域包括支援センター 直接実施分・居宅介護支援事業所委託分)について教示してください。
- 2 居宅介護支援事業者による介護予防支援事業者指定について
 - ① 堺市として介護予防支援事業者指定の考え方を教示してください。
 - ② どの程度の介護予防支援事業者数を見込むのか教示してください。
 - ③ 指定のスケジュール案について教示してください。
- ④ 居宅介護支援事業者による介護予防支援と地域包括支援センターとの関係について教示してください。
- ⑤ 介護予防支援事業者が堺市に対して行う「介護予防サービス計画の実施状況等に関する情報提供」はどのようなものか教示してください。

居宅の予防指定「受けたくない」、ケアマネの6割超―読者調査 2024/02/06 11:00 【ケアマネジメントオンライン編集部



1.(1)③ 他のサービス事業所との連携によるモニタリング

概要

【居宅介護支援、介護予防支援】

○ 人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする見直しを行う。 【省令改正】

- ア 利用者の同意を得ること。
- イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 i 利用者の状態が安定していること。
 - ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること(家族のサポートがある場合も含む)。
 - iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。
- ウ 少なくとも2月に1回(介護予防支援の場合は6月に1回)は利用者の居宅を訪問すること。

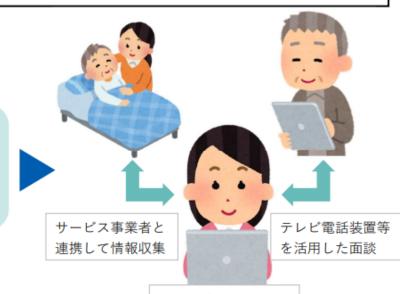
利用者の同意



サービス担当者会議等 での合意



- 利用者の状態が安定している
- 利用者がテレビ電話装置等を 介して意思疎通ができる
- 他のサービス事業者との連携 により情報を収集する



オンラインでの モニタリングが可能

1.(3)⑩ 入院時情報連携加算の見直し

概要

【居宅介護支援】

○ 入院時情報連携加算について、入院時の迅速な情報連携をさらに促進する観点から、現行入院後3日以内又は入院後7日以内に病院等の職員に対して利用者の情報を提供した場合に評価しているところ、入院当日中又は入院後3日以内に情報提供した場合に評価するよう見直しを行う。その際、事業所の休業日等に配慮した要件設定を行う。【告示改正】

単位数・算定要件等

※(I) (II) いずれかを算定

<現行>

入院時情報連携加算(I) 200単位/月

利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に、 当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必 要な情報を提供していること。

<現行>

入院時情報連携加算(Ⅱ) 100単位/月

利用者が病院又は診療所に入院してから4日以上7日 以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者 に係る必要な情報を提供していること。

<改定後>

入院時情報連携加算(I) <u>250</u>単位/月(変更)



利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院 又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

- ※ 入院日以前の情報提供を含む。
- ※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の 翌日を含む。

<改定後>

入院時情報連携加算(II) **200**単位/月(変更)



利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、 当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な 情報を提供していること。

※ 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3 日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

1. (3) ⑪ 通院時情報連携加算の見直し

概要

【居宅介護支援】

○ 通院時情報連携加算について、利用者の口腔衛生の状況等を適切に把握し、医療と介護の連携を強化した上でケアマネジメントの質の向上を図る観点から、医師の診察を受ける際の介護支援専門員の同席に加え、利用者が歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席した場合を同加算の対象とする見直しを行う。【告示改正】

単位数

<現行> 通院時情報連携加算 50単位



< 改定後 > 変更なし

算定要件等

○ 利用者が病院又は診療所において医師<u>又は歯科医師</u>の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師<u>又は歯科医師</u>等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師<u>又は歯科医師</u>等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

1.(4)⑥ ターミナルケアマネジメント加算等の見直し

概要

【居宅介護支援】

○ ターミナルケアマネジメント加算について、自宅で最期を迎えたいと考えている利用者の意向を尊重する観点から、人生の最終段階における利用者の意向を適切に把握することを要件とした上で、当該加算の対象となる疾患を末期の悪性腫瘍に限定しないこととし、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者を対象とする見直しを行う。併せて、特定事業所医療介護連携加算におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数の要件についても見直しを行う。【告示改正】

算定要件等

○ターミナルケアマネジメント加算

<現行>

在宅で死亡した利用者<u>(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)</u>に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合



<改定後>

在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療や ケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向 を把握した上で、</u>その死亡日及び死亡日前14日以内 に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、 当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状 況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に 位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合

○特定事業所医療介護連携加算

<現行>

前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を<u>5回以上</u>算定していること。



前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を<u>15回以上</u>算定していること。



2.(1)⑫ ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化

概要

【居宅介護支援、介護予防支援、(訪問リハビリテーション★、通所リハビリテーション★)】

○ 退院後早期に介護保険のリハビリテーションを開始することを可能とする観点から、介護支援専門員が居宅サービス計画に通所リハビリテーション・訪問リハビリテーションを位置付ける際に意見を求めることとされている「主治の医師等」に、入院中の医療機関の医師を含むことを明確化する。【通知改正】

算定要件等

- 居宅介護支援等の具体的取扱方針に以下の規定を追加する(居宅介護支援の例)

 ※赤字が追記部分
- < 指定居宅介護支援の具体的取扱方針>

訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等については、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られるものであることから、介護支援専門員は、これらの医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合にあっては主治の医師等の指示があることを確認しなければならない。

このため,利用者がこれらの医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、介護支援専門員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、主治の医師等とのより円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については,意見を求めた主治の医師等に交付しなければならない。なお、交付の方法については、対面のほか、郵送やメール等によることも差し支えない。

また、ここで意見を求める「主治の医師等」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。<u>特に、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、医療機関からの退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医</u>師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成することが望ましい。(後略)

3. (3) 4 公正中立性の確保のための取組の見直し

概要

【居宅介護支援】

- 事業者の負担軽減を図るため、次に掲げる事項に関して利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者 の努力義務とする。【省令改正】
 - ア 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスの割合
 - イ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各 サービスにおける、同一事業者によって提供されたものの割合

基準

<現行>

<改定後>

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。



運営基準の再見直し 赤字が2021年改正部分 下線部が今回改正分

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)

(内容及び手続の説明及び同意)

第四条(略)

2指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第一条の二に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。るよう努めなければならない。

厚生労働大臣が定める基準

八十二 居宅介護支援費における運営基準減算の基準

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第四条第二項並びに第十三条第七号、第九号から第十一号まで、第十四号及び第十五号(これらの規定を同条第十六号において準用する場合を含む。)に定める規定に適合していないこと。

居宅の運営会社が約3000万円の報酬返還求める市に勝訴 2024/01/29 16:20

居宅介護支援事業所などを運営する株式会社「結」が大阪府寝屋川市を相手取り、約3000万円の介護報酬の返還の撤回を求めた訴訟の判決がこのほど、大阪地方裁判所であり、同裁判所は「結」の訴えを認める判決を下した。その後、寝屋川市は控訴したものの、1月15日にその取り下げを決めたことから、判決が確定した。

2020年11月、寝屋川市は「結」が運営する居宅介護支援事業所に、利用者が複数の介護サービス事業所を紹介するよう求めることができることなどを定めた「運営基準第4条2項」への違反があると認定。具体的には、利用者に複数の事業者を紹介・説明した文書が保管されていなかったことから、116人分の介護報酬全額(2926万7249円)の返還を「結」に求めた。

この処分について「結」では、説明のための文書が保管されていなかったことのみで報酬の全額返還が求められた点を問題視。すべての利用者に運営基準で定めた内容に 従って説明をしていたことなどを指摘した上で、処分の撤回を求めていた。

大阪地方裁判所の徳地淳裁判長は「(運営基準第4条2項の)説明については、書面(文書の交付)は義務的なものではないと解する方が文理上自然である」「運営基準省令4条2項等の意味については、その文言に忠実に解釈すべきものといえ、規定の文言から容易に読み取れないような解釈(通達等による意味内容の追加や補充)をたやすく許容することはできない」などとし、「結」に報酬返還の義務はないとする判決を下した。

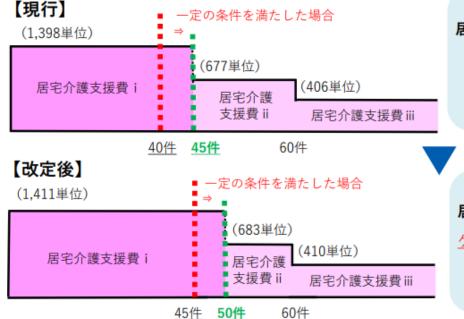
この判決について「結」の代理人を務める外岡潤弁護士は「介護保険事業を営むものにとって、保険者の存在は絶対的で、理不尽なものであってもその指摘は従わざるを得ないという実態があります。今回の判決が、行政の暴走を抑止する一石となれば幸いです」としている。

3.(3) ⑮ 介護支援専門員1人当たりの取扱件数(報酬)

概要

【居宅介護支援】

- 居宅介護支援事業所を取り巻く環境の変化を踏まえ、ケアマネジメントの質を確保しつつ、業務効率化を進め人 材を有効活用するため、居宅介護支援費について、以下の見直しを行う。【告示改正】
 - (i) の取扱件数について、現行の「40 未満」を「45未満」に改めるとともに、居宅介 護支援費(I)(ii)の取扱件数について、現行の「40以上60未満|を「45以上60未満|に改める。
 - イ 居宅介護支援費(Ⅱ)の要件について、ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置して いる場合に改めるとともに、居宅介護支援費(Ⅱ)(i)の取扱件数について、現行の「45 未満」を「50 未 満 | に改め、居宅介護支援費 (Ⅱ) (ii) の取扱件数について、現行の「45 以上 60 未満 | から「50 以上 60 未 満しに改める。
 - ウ 居宅介護支援費の算定に当たっての取扱件数の算出に当たり、指定介護予防支援の提供を受ける利用者数につ いては、3分の1を乗じて件数に加えることとする。



例:要介護3・4・5の場合

居宅介護支援費(Ⅱ)の算定要件

ICT機器の活用または

事務職員の配置

る利用者数の取扱件数

2分の1換算

指定介護予防支援の提供を受け

居宅介護支援費(Ⅱ)の算定要件

ケアプランデータ連携システムの

活用及び事務職員の配置

指定介護予防支援の提供を受け る利用者数の取扱件数

3分の1換算

3.(3) 16 介護支援専門員1人当たりの取扱い件数(基準)

概要

【居宅介護支援】

- 基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤の介 護支援専門員を置くことが必要となる人員基準について、以下の見直しを行う。【省令改正】
 - ア 原則、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が44又はその端数を増すごとに1とする。
 - イ 指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子 的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステム(ケアプランデータ連携システム)を活用し、 かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数 が49又はその端数を増すごとに1とする

基準

介護支援専門員の員数 **<**現行>

利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

<改定後>

- ・ 利用者の数(指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。)が44又はその端数を増すごとに一とする。
- 指定居宅介護支援事業所が、ケアプランデータ連携システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに一とする。



4. (1) ⑧ 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

概要

【居宅介護支援】

○ 介護報酬が業務に要する手間・コストを評価するものであることを踏まえ、利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサービス付き高齢者向け住宅等に入居している場合や、複数の利用者が同一の建物に入居している場合には、介護支援専門員の業務の実態を踏まえた評価となるよう見直しを行う。【告示改正】

単位数

<現行> なし



<改定後>

同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント 所定単位数の95%を算定(新設)

算定要件等

対象となる利用者

- · 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と 同一の建物に居住する利用者
- ・ 指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(上記を除く。)に 居住する利用者

令和6年度介護報酬改定の施行時期について(主な事項)

■ 令和6年度介護報酬改定の施行時期については、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされた こと等を踏まえ、以下のとおりとする。

▶ 6月1日施行とするサービス

- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 通所リハビリテーション

▶ 4月1日施行とするサービス

- 上記以外のサービス
- 令和6年度介護報酬改定における処遇改善関係加算の加算率の引上げについては、予算編成過程における検討を踏まえ、令和6年6月1日施行とする。これを踏まえ、加算の一本化についても令和6年6月1日施行とするが、現行の処遇改善関係加算について事業所内での柔軟な職種間配分を認めることとする改正は、令和6年4月1日施行とする。
- 補足給付に関わる見直しは、以下のとおりとする。

今和6年8月1日施行とする事項

- 基準費用額の見直し
- ▶ 令和7年8月1日施行とする事項
 - 多床室の室料負担

どう考えたらいいか 浮足立たない 目の前の利用者に学ぶ

今、介護報酬改定セミナーが大流行。「その流れに乗れない介護事業者は、 この業界を去れと言われてしまうことを覚悟せねばならない」とまで言い始 める講師も…

〇政府が描いた「生産性向上」なるものに振り回されない。

〇私たちの目の前の利用者は何を必要としているか

※要介護高齢者のニーズ 当たり前の暮らしへの支援

介護報酬改定にどう立ち向かうか

この3年間が今後の方向を決める 〇介護現場での実践、〇地域での活動

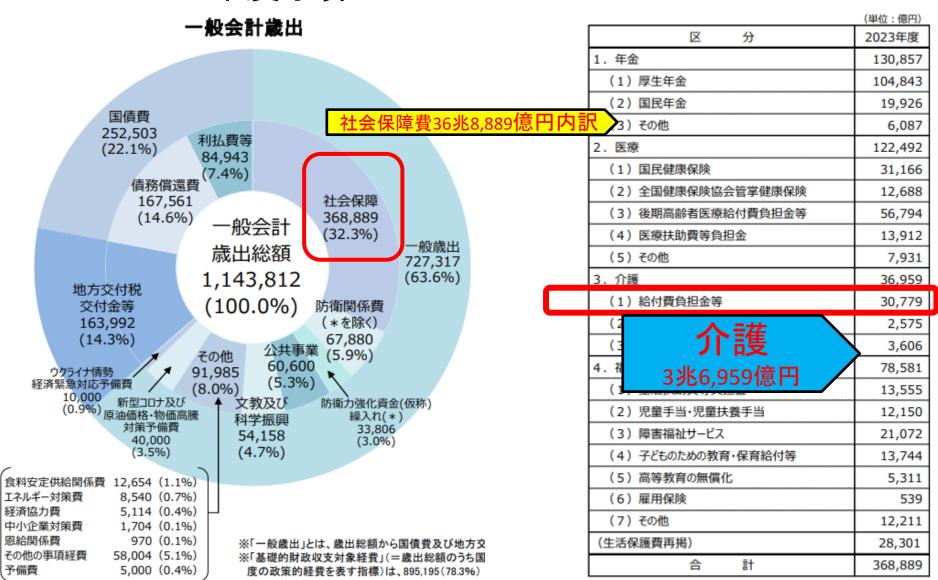
令和6年度報酬改定に伴う 制度改革事項(介護)

「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」に沿って、以下の改革を着実 に進める。」

(大臣合意事項)

- 第1号保険料負担の在り方の見直し ※ 来年度(2024年度)に実施
- 利用者負担(2割負担)の範囲の見直し
- 多床室の室料負担の見直し(老健施設、介護医療院)※2025年度に実施
- ケアマネジメントに関する給付の在り方の見直し
- 軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方の見直し
- 〇 介護施設の人員配置基準の見直し
- 介護サービス事業者の経営情報の更なる見える化

2023年度予算



(注1) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致した (注2) 一般歳出における社会保障関係費の割合は50.7%。

政府・厚生労働省へ要求を!

- 〇直ちに訪問介護引下げ中止、撤回の運動を
- 〇4月以降、新報酬·新基準の「検証」の取り組みを
 - ①介護報酬再改定の緊急要求
 - ②介護労働者賃金抜本改善の運 動を

国民に知らせ、自治体とも共同を